

介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示（案）について

1. 改正の趣旨

令和元年12月にとりまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見書を踏まえ、負担能力に応じた負担を図る観点から、介護保険施設における食費及び居住費の助成である特定入所者介護サービス費（以下「補足給付」という。）について支給要件を見直すほか、平成30年度及び令和2年度税制改正を踏まえた見直しを行う。

2. 改正の内容

- (1) 施設入所者に対する補足給付の第3段階（市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が80万円超）について、
 - ・ 第3段階①（市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が80万円超120万円以下）
 - ・ 第3段階②（市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が120万円超）に区分し、食費の負担限度額（日額）を第3段階①は650円（現行と同額）、第3段階②は1360円とする。
- (2) ショートステイにおける補足給付に係る食費の負担限度額（日額）について、第2段階は600円、第3段階①は1000円、第3段階②は1300円とする。
- (3) 平成30年度税制改正において、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされたことに伴い、社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、合計所得金額から10万円を控除する等の見直しを行う。
- (4) 令和2年度税制改正において、低未利用地の活用を促進するため、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円の控除が可能となったことに伴い、給付の算定等に長期譲渡所得を用いる各制度について、当該特別控除が適用されるよう必要な見直しを行う。
- (5) その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

- 介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第2項及び第61条の3第2項
- 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第5項

4. 適用期日等

- 告示日：令和3年3月（予定）
- 適用日：令和3年8月1日